



栃木県公報

平成29年
12月22日(金)
第2947号

目次

規 則	
○栃木県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則の制定.....	1011
告 示	
○軽油引取税免税証の無効.....	1012
○土壤汚染対策法による要措置区域の指定の解除.....	1012
○地籍調査の成果の認証.....	1013
○県営土地改良事業計画変更の決定.....	1013
○電線共同溝を整備すべき道路の指定.....	1013
公 告	
○大規模小売店舗の変更の届出.....	1014
○公共測量の実施.....	1014
選挙管理委員会	
○政治資金規正法に基づく政治団体の設立の告示.....	1015
○政治資金規正法に基づく政治団体の異動の告示.....	1015
○政治資金規正法に基づく政治団体の解散の告示.....	1016
○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の告示.....	1016
○政治資金規正法に基づく政治資金収支報告書の要旨の訂正の公表.....	1016

規 則

栃木県規則第四十号

栃木県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則を次のように定める。

平成二十九年十二月二十二日

栃木県知事 福田 信一

栃木県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則

(趣旨)

第一条 この規則は、不動産特定共同事業法施行規則(平成七年大蔵省、建設省令第二号。次条において「省令」という。)第十九条第三項及び第六十九条第四項の規定に基づき、不動産特定共同事業者名簿その他の不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第十三条に規定する書類(以下「名簿等」という。)の閲覧及び小規模不動産特定共同事業者登録簿その他の同法第四十九条に規定する書類(以下「登録簿等」という。)の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所の場所)

第二条 省令第十九条第二項の不動産特定共同事業者名簿等閲覧所及び省令第六十九条第三項の小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧所(以下「閲覧所」という。)の場所は、栃木県県土整備部住宅課内とする。

(閲覧時間)

第三条 名簿等及び登録簿等の閲覧時間は、午前九時から午後四時までとする。

(定期休日)

第四条 閲覧所の定期休日は、栃木県の休日に関する条例(平成元年栃木県条例第二号)第二条第一項各号に掲げる日とする。

(臨時休日等)

第五条 名簿等及び登録簿等の整理その他必要がある場合は、臨時に閲覧所の休日を設け、又は閲覧時間の伸縮をするものとし、その旨を閲覧所に掲示するものとする。

(閲覧の手続等)

第六条 名簿等又は登録簿等を閲覧しようとするときは、係員に申し出て閲覧者受付名簿に住所及び氏名を記載し、係員の承認を得て名簿等又は登録簿等を借り受け、所定の場所で閲覧しなければならない。

(名簿等及び登録簿等の持出禁止)

第七条 名簿等及び登録簿等は、これを閲覧所の外に持ち出してはならない。

(閲覧の停止等)

第八条 係員は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 一 この規則に違反し、又は係員の指示に従わない者
- 二 名簿等又は登録簿等を汚損し、若しくは毀損し、又はそのおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(住宅課)

告 示

栃木県告示第567号

次の軽油引取税免税証は、平成29年1月25日から無効とした。

平成29年12月22日

栃木県知事 福田 富 一

免税証の種類	免税用途	免税証の記号及び番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の住所氏名	免税証を交付した県税事務所名	無効の事由
200円券	農 業	A0740269817 ～ A0740269818	2枚	H29.1.1 ～ H29.12.31	小山市 (株)JAエルサポート	栃 木 県 栃木県税事務所	紛 失
10円券		A0240056948	1枚				

(税務課)

栃木県告示第568号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、平成23年栃木県告示第195号により指定した特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域の全部について当該指定を解除するので、同条第5項において準用する同条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成29年12月22日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 指定を解除する区域
鹿沼市千渡字飯岡13番2、27番、38番1、38番2、39番1、39番2、40番1、40番3、44番2、44番3及び44番4の各一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
シス-1・2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン
- 3 講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去

(環境保全課)

栃木県告示第569号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成29年12月22日

栃木県知事 福田 富 一

調査を行った者の名称	調査区域	成果の名称	認証年月日
佐野市	佐野市植上町の一部	佐野市植上町の一部（植上Ⅰ地区）の地籍図及び地籍簿	平成29年12月11日
小山市	小山市大字羽川の一部	小山市大字羽川の一部（羽川Ⅵ地区）の地籍図及び地籍簿	平成29年12月11日
小山市	小山市大字栗宮及び大字神鳥谷の各一部	小山市大字栗宮及び大字神鳥谷の各一部（栗宮Ⅰ地区）の地籍図及び地籍簿	平成29年12月11日
矢板市	矢板市乙畑の一部	矢板市乙畑の一部（乙畑Ⅳ地区）の地籍図及び地籍簿	平成29年12月11日
矢板市	矢板市乙畑の一部	矢板市乙畑の一部（乙畑Ⅴ地区）の地籍図及び地籍簿	平成29年12月11日
那須塩原市	那須塩原市沼野田和の一部及び木曾畑中	那須塩原市沼野田和の一部及び木曾畑中（沼野田和Ⅰ・木曾畑中地区）の地籍図及び地籍簿	平成29年12月11日
茂木町	茂木町大字山内の一部	茂木町大字山内の一部（山内Ⅳ地区）の地籍図及び地籍簿	平成29年12月11日

(農村振興課)

栃木県告示第570号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

平成29年12月22日

栃木県知事 福田 富 一

事業名	縦覧期間	審査請求期限	所轄農業振興事務所
県営中山間高原（上伊佐野）地区土地改良（区画整理）事業	平成29年12月25日から平成30年1月26日まで	平成30年2月13日	塩谷南那須農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第571号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成29年12月22日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	今 市 氏 家 線	日光市今市字小倉町790-1 から 日光市今市字小林道下1108-1 までの上り線
		日光市今市字小倉町786-1 から 日光市今市字小林道下1109-1 までの下り線
県 道	下 今 市 停 車 場 線	日光市今市字中道1117-6 から 日光市今市字中道1121-2 までの上り線
		日光市今市字中道1112-2 から 日光市今市字中道1116-2 までの下り線

(道路保全課)

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成30年4月23日までに知事に意見書を提出することができる。

平成29年12月22日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤオハンおもちゃのまち店
下都賀郡壬生町幸町3丁目3390-104外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ヤオハン
栃木市平柳町一丁目28番16号
- 3 変更の概要

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻午前10時（年間60日午前9時） 閉店時刻午後9時	開店時刻午前9時 閉店時刻午後9時45分	平成29年12月14日
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分から午後9時15分	午前8時30分から午後10時	

- 4 届出年月日
平成29年12月13日
- 5 縦覧場所
栃木県産業労働観光部経営支援課

(経営支援課)

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、栃木市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとお

り公示する。

平成29年12月22日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
栃木市吹上町
- 3 作業期間
平成29年10月5日から平成30年3月9日まで

(監理課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第71号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成29年12月22日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

(法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
希望の党栃木県衆議院第3選挙区支部	渡辺 美由紀	岡本 憲一	栃木県那須塩原市西朝日町15-12	衆議院議員	○	平成29年10月19日

(法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体に該当する政党以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)	届出年月日
新知会	渡辺 美知太郎	星 剛	栃木県那須塩原市石林882	参議院議員	渡辺 美知太郎、参議院議員	平成29年10月26日
明煌会	佐藤 明男	野中 洋介	栃木県宇都宮市本町1-22	衆議院議員	佐藤 明男、衆議院議員	平成29年11月24日

(国会議員関係政治団体に該当しない政党以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
石川信夫と下野市の未来を拓く会	石川 信夫	石川 信夫	栃木県下野市小金井3009-16	平成29年11月10日
かいき幸男後援会	貝木 幸男	貝木 幸男	栃木県下野市石橋806-16	平成29年11月1日

栃木県選挙管理委員会告示第72号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成29年12月22日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

(政党以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
板橋一好上町後援会	船渡川 進	会計責任者の氏名	船渡川 進	小野 五三六	平成29年 10月1日
板橋一好絹地区後援会	細野 三好	会計責任者の氏名	岩上 喜一	水野 篤夫	平成29年 10月1日
板橋一好御殿町後援会	五十畑 博康	会計責任者の氏名	増山 昭子	大塚 恒子	平成29年 10月1日
板橋一好通宿後援会	新井 猛久	会計責任者の氏名	鈴木 清三	椎名 徳雄	平成29年 10月1日
小山歯科医師連盟	手束 公一	代表者の氏名	手束 公一	田村 壽彦	平成29年 6月24日
		会計責任者の氏名	大友 文雄	手束 公一	
わたなべ悟を囲む会	宮入 玄英	代表者の氏名	宮入 玄英	渡邊 悟	平成29年 12月1日

栃木県選挙管理委員会告示第73号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成29年12月22日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

(政党以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
いわなが博美後援会	岩永 博美	栃木県下野市大光寺1-3-5	平成29年12月6日

栃木県選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年12月22日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

届出者（代表者） の 氏 名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日
佐藤 明男	衆議院議員	明煌会	栃木県宇都宮市本町1-22	平成29年 11月22日
渡辺 美知太郎	参議院議員	新知会	栃木県那須塩原市石林882	平成29年 10月25日

栃木県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党栃木県第五選挙区支部から訂正の届出があったので、同法第20条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成27年11月27日栃木県選挙管理委員会告示第68号）の一部を次のとおり訂正

する。

平成29年12月22日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

政治団体の平成26年に係る収支報告書の要旨において、「自由民主党栃木県第五選挙区支部」の収支報告書の要旨のうち

「3 本年収入の内訳

個人の党費・会費	(3,255人)	2,389,800	
寄附		53,910,620	
団体分		51,611,000	
政治団体分		2,299,620	を
本部又は支部から供与された交付金に係る収入		19,000,000	
自由民主党本部		19,000,000	
その他の収入		965	
一件十万円未満のもの		965	」

「3 本年収入の内訳

個人の党費・会費	(3,255人)	2,389,800	
寄附		53,910,620	
個人分		100,000	
団体分		51,511,000	に改め、
政治団体分		2,299,620	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入		19,000,000	
自由民主党本部		19,000,000	
その他の収入		965	
一件十万円未満のもの		965	」

「5 寄附の内訳」の項中

「〔団体分〕			」の前に
「〔個人分〕			
田鶴 志郎	100,000	足利市	」を加え、

「5 寄附の内訳」の項「〔団体分〕」中

「 N P O 法人両毛ケアサービス	100,000	足利市	」を削る。
--------------------	---------	-----	-------